

高松桜井高校部活動に係る活動方針

令和元年7月11日改定

1. 基本方針

部活動は学校教育の一環として、顧問教諭等の指導のもと、生徒のスポーツや文化、科学等の活動と人間形成を支援するよう、以下の方針に基づき適切に運営する。

- (1) 学習との両立を図りながら、生徒が自ら主体的に学び、考え、行動する態度を育成する。
- (2) 技術や体力の向上を目指すとともに、規律ある活動を通して、協調性、責任感、互いの人格を尊重する態度など、生徒に望ましい生活習慣と豊かな社会性、人間性を育む。
- (3) 生徒の特性や健康状態、生活・学習状況に留意し、質を重視した効率的な練習方法や内容を工夫して行う。
- (4) 保護者や地域等と連携を図るとともに、健康・安全面に留意して活動し、生徒が生涯にわたり豊かな活動を展開することができる資質を養う。
- (5) 教職員、生徒ともに、すべての部活動において体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

2. 活動時間・休養日等について

1日の活動時間は原則として、平日は3時間程度、学校の休業日は試合等の場合を除いて4時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。また、原則として週当たり1日以上（年間52日以上）の休養日を確保する。

(1) 授業日の活動について

原則として18時30分までとする。なお、校長（管理職）が特別に認めた場合、19時30分までとする。その場合、顧問が時間外残留許可願を提出し、その監督下において活動する。

*顧問が不在の場合、原則として活動を休止する。但し、代替りの職員や同じ活動場所に他の顧問がいる場合に限り、17時30分まで活動を認める。

(2) 定期考査中の活動について

①定期考査時間割発表期間（考査前日を除く）

原則としてこの期間の活動は休止する。なお、校長（管理職）が特別に認めた場合、1時間程度の活動ができるものとする。

②定期考査前日と定期考査中（考査最終日を除く）

原則としてこの期間の活動を休止する。

(3) 長期休業中等の活動について

生徒が十分な休養をとることができるとともに、学習時間を確保し、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の休養期間を設ける。

3. 活動計画・実績報告等について

- (1) 部顧問は、年間及び月毎の活動計画、活動実績を校長に提出する。
- (2) 合宿・遠征等を希望する部は予め計画を立て、学校と経費・日程等の相談をする。
- (3) 進路指導部が年度当初に定めている校外模試については、原則として校外模試の受験を優先して活動計画を立てる。なお、校外模試の実施日が大会等と重なる場合は、自宅受験について進路指導部や担任等と事前に協議する。

4. 安全管理・事故防止について

教職員、生徒ともに学校全体で事故防止に対する意識を高め、健康状態の把握と状況に応じた活動の実施、施設・設備・用具の安全点検と安全管理を徹底するとともに、万一の事故発生時には適切な対応ができるよう、日頃から準備しておく。